

(2015年3月6日付け「企業年金ニュースレター NO.631」より抜粋)

平成28年1月からの個人番号(マイナンバー)制度の導入により、企業年金の分野でも源泉徴収票等の法定調書への個人番号の記載が求められることとなりますが、特に受給者からの個人番号の取得は、膨大な事務手続、コストを要することや取得が困難な場合が予想されることから、企業年金連合会及び企業年金関係団体等は、厚生労働省をはじめ、関係当局に対して、企業年金における個人番号の効率的な取得について要請を行ってまいりました。

これを踏まえて、厚生労働省は、企業年金(厚生年金基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)において、基金及び実施事業主が企業年金連合会を通じて源泉徴収事務に必要な個人番号を取得できるように措置することを検討し、内閣官房等と協議を行い、最終的な調整を図っているとのことです。

具体的な事務スキームとしては、従来から実施している住民基本台帳ネットワークが保有している本人確認情報(現住所、生存確認情報等)の提供スキームに準じるもので、企業年金連合会が、各企業年金からの個人番号収集業務の委託により、個人番号を統括管理する地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、各企業年金に送付するという方法が検討されています。なお、企業年金が源泉徴収票等の作成事務を金融機関等に委託している場合は、企業年金が企業年金連合会を通じて取得した個人番号を当該事務の受託機関に送付し、当該受託機関で源泉徴収票に記載することになります。

なお、企業年金における個人番号の利用については、源泉徴収票等への記載に限って認められ、それ以外の目的での利用については、制度施行後の状況を踏まえて検討されるとのことです。

また、取得した個人番号については、極めて秘匿性が高い個人情報であることから、特定個人情報保護委員会が発出した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」や今後厚生労働省より通知される予定の基準に基づいて、安全管理措置を具体的に策定する必要があるとされています。

本件については、厚生労働省から資料が示され次第、企業年金連合会ホームページに掲載する予定です。

※ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(特定個人情報保護委員会ウェブサイトへリンクします。)

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/>

<問い合わせ先>

会員センター 企画・数理情報課 企画係

TEL : 03-5401-8712 FAX : 03-5401-8727 E-mail : kikaku-ka@pfa.or.jp